宇陀市地球温暖化対策実行計画策定等業務 仕様書

1 業務名称　宇陀市地球温暖化対策実行計画策定等業務

2 履行期間　契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

3 業務目的

本市における施策の分析・調査、今後の施等の検討において必要となる情報の収集を行うとともに、課題や再生可能エネルギーの導入などを見据えた計画の策定を目的とする。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、新たに「宇陀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「宇陀市地球温暖化対策実行計画（地域施策編）」の策定を目的とする。

4 業務内容

国の最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に基づき、策定を行う。

(1) 宇陀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の作成

① 温室効果ガス排出状況調査・分析

* 本市の事務事業に係るエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を算定・分析する。
* 温室効果ガス排出状況等から計画策定に向けた課題を抽出し、整理する。

② 温室効果ガス削減目標と取組施策の検討

* 温室効果ガスの排出削減に向けて、温室効果ガスの削減目標値を検討する。削減目標値は国の削減目標値の考え方を踏まえること。
* 温室効果ガス排出削減目標と照合しながら基本的取組施策や重点的取組施策を検討する。市の実状に整合した具体的な取り組みも併せて検討する。

(2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の作成

① 計画準備、基本的事項の整理、基礎情報の収集と現状分析

* 計画策定にあたり、業務計画書を作成し、発注者に承認を得る。  
  また、計画の位置づけ、計画期間、基準年、計画とする対象ガスなど基本的事項について整理する。
* 計画策定の背景や目的、国内外の動向、県の動向、本市のこれまでの取組について整理するとともに、自然的条件・社会的条件・経済的条件など本市の地域特性を整理し、温室効果ガス排出量の増減要因分析を行い、課題を抽出する。

② 住民・事業者の意識調査

住民（1,000人程度）及び事業者（50事業所）に対するアンケート調査を行う。住民や事業者の意見を計画へ反映するため、主体別にアンケート設問内容、回収率を上げるための工夫を提案する。回収した調査票は速やかに集計・分析を行う。アンケート実施に係る費用は受託者が負担する。

③温室効果ガス排出量等将来推計及び削減目標値の検証・設定

* 過去のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量をもとに2030年度、2050年度のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来推計を行う。
* 温室効果ガス排出量の将来推計には、現状趨勢によるものと省エネ対策を講じた場合のものとして推計する。
* 調査結果を基に本市における温室効果ガス排出量の削減目標値を検証し設定する。

　④ 温室効果ガス削減対策の提案

　　　温室効果ガス排出量の削減に係る国内の先進事例等を調査し、地域特性等を考慮した上で、削減目標達成に向けた実効性の高い対策を提案する。

(3)（仮称）脱炭素検討会議の開催支援（3回）

（仮称）脱炭素検討会議（3回）の開催にあたり、会議資料の作成、会議に同席し資料の説明、会議録の作成を行う 。

(4) 打合せ協議（4回）

打合せ協議は、初回・中間・納品前の4回を基本とするが、必要に応じて適宜実施する。打合せ協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受託者がとりまとめ、速やかに発注者へ提出するものとする。

6　成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

① 地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）合冊

* 計画書　　　　100冊
* 概要版　　　　150冊

② その他関連資料 １式

③ 上記データを格納した電子データ（CD-R） １式

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市が保有するものとする。

(3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものと　する。

7　その他

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(2) 受注者は、宇陀市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(3) 受注者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

(4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。